



# 島根県報

平成23年 9 月 30 日 (金)

号外 第 167 号

(毎週火・金曜日発行)

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

## 目 次

### 【規 則】

島根県行政組織規則の一部を改正する規則	(人 事 課)	2
島根県建築基準法施行細則の一部を改正する規則	(建 築 住 宅 課)	2

### 【告 示】

県政情報センター等設置運営要綱の一部改正	(総 務 課)	3
騒音規制法に基づく騒音の規制地域、規制基準等の一部改正	(環 境 政 策 課)	3
振動規制法に基づく振動の規制地域、規制基準等の一部改正	(        )	3
航空機騒音に係る環境基準の地域の類型を当てはめる地域の指定の一部改正	(        )	4
騒音に係る環境基準の地域の類型を当てはめる地域の指定の一部改正	(        )	4
悪臭原因物の排出を規制する地域及び特定悪臭物質の規制基準の一部改正	(        )	5
市町村民生委員協議会の区域の一部改正	(地 域 福 祉 課)	5
民生委員の市町村別定数の一部改正	(        )	5
農業災害補償法の規定による組合員等の当然加入の除外基準の一部改正	(農 業 経 営 課)	5
鳥獣保護区の指定の一部改正	(森 林 整 備 課)	6
特定猟具使用禁止区域の指定の一部改正	(        )	6
水産業普及員の担当する普及地区の名称及び普及区域の範囲の一部改正	(水 産 課)	6
建設業許可申請書等閲覧規程の一部改正	(土 木 総 務 課)	6
解体工事業者登録簿閲覧規程の一部改正	(        )	6
県道の路線の認定の一部改正 (4 件)	(道 路 維 持 課)	7
島根県営住宅条例の規定による利便性に係る数値の一部改正	(建 築 住 宅 課)	7
島根県営住宅条例の規定による入居者駐車場の使用料の一部改正	(        )	8

### 【訓 令】

島根県公印規程の一部改正	(総 務 課)	8
島根県土地利用調整会議等設置規程の一部改正	(土 地 資 源 対 策 課)	9

### 【教委規則】

市町村立学校の教職員の給与に関する規則の一部を改正する規則	(教 育 庁 総 務 課)	9
島根県教育庁等組織規則の一部を改正する規則	(        )	9

### 【選管規程】

島根県選挙管理委員会規程の一部を改正する規程		10
------------------------	--	----

### 【人委規則】

島根県が公平委員会の事務を受託している地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則		10
--	--	----

### 【公安規則】

出雲市及び簸川郡斐川町の合併による同町の同市への編入に伴う関係公安委員会規則の整理に関する規則	(警 察 本 部)	10
---	-----------	----

**公布された条例等のあらまし****◇島根県行政組織規則の一部を改正する規則（規則第69号）**

## 1 規則の概要

平成23年10月1日における出雲市及び簸川郡斐川町の合併による同町の同市への編入に伴い、位置、所管区域及び管轄区域に係る町等の名称を改正することとした。

## 2 施行期日

平成23年10月1日から施行することとした。

**◇島根県建築基準法施行細則の一部を改正する規則（規則第70号）**

## 1 規則の概要

(1) 平成23年10月1日における出雲市及び簸川郡斐川町の合併による同町の同市への編入に伴い、積雪荷重の表を改正することとした。（第11条の3第1項の表関係）

(2) その他規定及び様式の整備

## 2 施行期日

平成23年10月1日から施行することとした。

**規 則**

島根県行政組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成23年 9 月 30 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

**島根県規則第69号**

島根県行政組織規則の一部を改正する規則

島根県行政組織規則（平成18年島根県規則第17号）の一部を次のように改正する。

第12条第3項の表消防防災課防災航空管理所の項中「簸川郡斐川町」を「出雲市」に改める。

第22条第1項の表東部県民センターの項及び同条第3項の表東部県民センター出雲事務所の項、第36条第1項の表出雲保健所の項、第40条第1項の表出雲児童相談所の項並びに第46条第1項の表東部農林振興センターの項、同条第4項の表東部農林振興センター出雲家畜衛生部の項及び同条第5項の表東部農林振興センター出雲事務所の項中「、簸川郡」を削る。

第46条第10項の表総務企画部の部第12号中「及び斐川町」を削る。

第52条第1項の表出雲家畜保健衛生所の項、第54条第1項の表松江水産事務所の項及び第64条第1項の表出雲県土整備事務所の項中「、簸川郡」を削る。

第67条第2項中「簸川郡斐川町」を「出雲市」に改める。

**附 則**

この規則は、平成23年10月1日から施行する。

島根県建築基準法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成23年 9 月 30 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

**島根県規則第70号**

島根県建築基準法施行細則の一部を改正する規則

島根県建築基準法施行細則（昭和48年島根県規則第75号）の一部を次のように改正する。

第11条第1項中「確認済証を交付した」を「確認を受ける」に改め、同条第2項中「確認済証を交付した」を「確認申請をした」に改め、同条第3項中「確認済証を交付した」を「当該確認の申請をした」に改める。

第11条の3第1項の表斐川町の項を削る。

第13条の見出し中「位置の」を削り、同条第1項中「又は第5号に規定する道路の位置の指定、変更又は廃止をしよう」を「に規定する道路の指定（変更し、又は廃止する場合を含む。）又は同項第5号に規定する道路の位置の指定（変更し、又は廃止する場合を含む。）を受けよう」に改める。

様式第10号表面中「第42条第1項第5号」を「第42条第1項第4号又は第5号」に改める。

#### 附 則

この規則は、平成23年10月1日から施行する。

## 告 示

### 島根県告示第650号

県政情報センター等設置運営要綱（平成6年島根県告示第716号）の一部を次のように改正する。

平成23年 9 月30日

島根県知事 溝 口 善兵衛

第2条第2項の表出雲地区県政情報コーナーの項中「、簸川郡」を削る。

#### 附 則

この告示は、平成23年10月1日から施行する。

### 島根県告示第651号

騒音規制法に基づく騒音の規制地域、規制基準等（昭和62年島根県告示第312号）の一部を次のように改正し、平成23年10月1日から施行する。

平成23年 9 月30日

島根県知事 溝 口 善兵衛

別表第1第1種区域の項指定地域の欄、第2種区域の項指定地域の欄及び第3種区域の項指定地域の欄中「旧大社町の区域」の次に「及び旧斐川町の区域」を加え、同表第4種区域の項指定地域の欄中「出雲市」の次に「（旧斐川町の区域を除く。）」を加え、同表備考第3号中「いう」を「いい、「旧斐川町の区域」とは、平成23年9月30日現在のものをいう」に改める。

別表第2のa区域の項指定地域の欄、b区域の項指定地域の欄及びc区域の項指定地域の欄中「旧大社町の区域」の次に「及び旧斐川町の区域」を加え、同表備考第3号中「いう」を「いい、「旧斐川町の区域」とは、平成23年9月30日現在のものをいう」に改める。

### 島根県告示第652号

振動規制法に基づく振動の規制地域、規制基準等（昭和62年島根県告示第313号）の一部を次のように改正し、平成23年10月1日から施行する。

平成23年 9 月30日

島根県知事 溝 口 善兵衛

別表第1第1種区域の項指定地域の欄及び第2種区域の項指定地域の欄中「旧大社町の区域」の次に「及び旧斐川町の区域」を加え、同表備考第3号中「いう」を「いい、「旧斐川町の区域」とは、平成23年9月30日現在のものをいう」に改める。

別表第2中「出雲市」の次に「(旧斐川町の区域を除く。)」を加え、同表備考第1号中「いう」を「いい、「旧斐川町の区域」とは、平成23年9月30日現在のものをいう」に改める。

島根県告示第653号

航空機騒音に係る環境基準の地域の類型を当てはめる地域の指定（平成12年島根県告示第203号）の一部を次のように改正し、平成23年10月1日から施行する。

平成23年 9 月 30 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

表Ⅱの項中「斐川町」を「出雲市」に改める。

島根県告示第654号

騒音に係る環境基準の地域の類型を当てはめる地域の指定（平成12年島根県告示第204号）の一部を次のように改正し、平成23年10月1日から施行する。

平成23年 9 月 30 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

表Aの項当てはめる地域の欄中「斐川町」を削り、同表Bの項中

「

出雲市	第一種住居地域、第二種住居地域及び準住居地域並びに都市計画区域であって用途地域の定められていない地域からC類型に指定された地域を除いた地域
斐川町	第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域並びに都市計画区域であって用途地域の定められていない地域から航空機騒音に係る環境基準の地域の類型を当てはめる地域の指定（平成12年島根県告示第203号）により航空機騒音に係る環境基準について（昭和48年環境庁告示第154号）第1の1に規定する地域の類型を当てはめる地域の指定された地域を除いた地域

を

「

出雲市	第一種住居地域、第二種住居地域及び準住居地域並びに都市計画区域であって用途地域の定められていない地域からC類型に指定された地域及び航空機騒音に係る環境基準の地域の類型を当てはめる地域の指定（平成12年島根県告示第203号）により航空機騒音に係る環境基準について（昭和48年環境庁告示第154号）第1の1に規定する地域の類型を当てはめる地域の指定された地域を
-----	--

に改め、

	除いた地域
--	-------

同表Cの項当てはめる地域の欄中「斐川町」を削る。

#### 島根県告示第655号

悪臭原因物の排出を規制する地域及び特定悪臭物質の規制基準（平成17年島根県告示第318号）の一部を次のように改正し、平成23年10月1日から施行する。

平成23年 9 月 30 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1の表A地域の項地域の区分の欄中「旧大社町の区域」の次に「及び旧斐川町の区域」を加え、同表B地域の項地域の区分の欄中「出雲市」の次に「（旧斐川町の区域を除く。）」を加え、表備考第4号中「いう」を「いい、「旧斐川町の区域」とは、平成23年9月30日現在のものをいう」に改める。

#### 島根県告示第656号

市町村民生委員協議会の区域（昭和32年島根県告示第151号）の一部を次のように改正し、平成23年10月1日から施行する。

平成23年 9 月 30 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

表出雲市の部塩冶地区の項中「塩冶原町2丁目」の次に「、塩冶原町3丁目」を加え、同部桧山地区の項中「桧山地区」を「檜山地区」に改め、同部に次のように加える。

斐川地区	斐川町
------	-----

#### 島根県告示第657号

民生委員の市町村別定数（平成19年島根県告示第765号）の一部を次のように改正し、平成23年10月1日から施行する。

平成23年 9 月 30 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

表中 

出雲市	359人
-----	------

 を 

出雲市	428人
-----	------

 に、

飯南町	33人
斐川町	69人

 を 

飯南町	33人
-----	-----

 に改める。

#### 島根県告示第658号

農業災害補償法の規定による組合員等の当然加入の除外基準（平成22年島根県告示第263号）の一部を次のように改め、平成23年10月1日から施行する。

平成23年 9 月 30 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

表水稻の部30アールの項及び麦の部30アールの項中「及び簸川郡」を削る。

---

**島根県告示第659号**

鳥獣保護区の指定（昭和57年島根県告示第1119号）の一部を次のように改正し、平成23年10月 1 日から施行する。

平成23年 9 月 30 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

表斐伊川鳥獣保護区の項中「及び簸川郡斐川町の一部」を削り、同表宍道湖鳥獣保護区の項中「の一部、出雲市の一部及び簸川郡斐川町の一部」を「及び出雲市の各一部」に改める。

---

**島根県告示第660号**

特定猟具使用禁止区域の指定（平成19年島根県告示第867号）の一部を次のように改正し、平成23年10月 1 日から施行する。

平成23年 9 月 30 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

表斐伊川特定猟具使用禁止区域の項中「及び簸川郡斐川町の各一部」を「の一部」に改め、同表神庭特定猟具使用禁止区域の項中「簸川郡斐川町」を「出雲市」に改める。

---

**島根県告示第661号**

水産業普及員の担当する普及地区の名称及び普及区域の範囲（平成17年島根県告示第415号）の一部を次のように改正し、平成23年10月 1 日から施行する。

平成23年 9 月 30 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

表出雲地区の項中「、飯石郡及び簸川郡」を「及び飯石郡」に改める。

---

**島根県告示第662号**

建設業許可申請書等閲覧規程（昭和47年島根県告示第221号）の一部を次のように改正する。

平成23年 9 月 30 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

第 2 条の表中「及び簸川郡」を削る。

**附 則**

この告示は、平成23年10月 1 日から施行する。

---

**島根県告示第663号**

解体工事業者登録簿閲覧規程（平成13年島根県告示第427号）の一部を次のように改正する。

平成23年 9 月 30 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

第2条の表中「及び簸川郡」を削る。

**附 則**

この告示は、平成23年10月1日から施行する。

**島根県告示第664号**

県道の路線認定（昭和33年島根県告示第525号）の一部を次のように改正し、平成23年10月1日から施行する。

平成23年 9 月 30 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

表の56の項中「簸川郡斐川町」を「出雲市斐川町」に改める。

**島根県告示第665号**

県道路線の認定（昭和41年島根県告示第423号）の一部を次のように改正し、平成23年10月1日から施行する。

平成23年 9 月 30 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

表の66の項及び112の項中「簸川郡斐川町」を「出雲市斐川町」に改める。

**島根県告示第666号**

県道路線の認定（昭和57年島根県告示第984号）の一部を次のように改正し、平成23年10月1日から施行する。

平成23年 9 月 30 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

表の23の項中「簸川郡斐川町」を「出雲市斐川町」に改める。

**島根県告示第667号**

県道の路線の認定（平成7年島根県告示第341号）の一部を次のように改正し、平成23年10月1日から施行する。

平成23年 9 月 30 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

表の161の項中「簸川郡斐川町」を「出雲市斐川町」に改め、「出雲市」を削り、同表の183の項中「簸川郡斐川町」を「出雲市斐川町」に、「出雲市」を「出雲市上島町」に改める。

**島根県告示第668号**

島根県営住宅条例の規定による利便性に係る数値（平成22年島根県告示第102号）の一部を次のように改正し、平成23年10月1日から施行する。

平成23年 9 月 30 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

「  
表出雲市の項中 

	耐火構造2階建	
--	---------	--

 を

」

「

		耐火構造 2 階建		
直江		中層耐火構造 3 階建	昭和62	0.96
			昭和63	
			平成 3	
荘原		中層耐火構造 3 階建	平成 8	0.99
			平成 9	
			平成10	

に改め、表簸川郡斐川町

」

の項を削る。

**島根県告示第669号**

島根県営住宅条例の規定による入居者駐車場の使用料（平成22年島根県告示第177号）の一部を次のように改正し、平成23年10月1日から施行する。

平成23年 9 月 30 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

表出雲市の項中		山内団地	1,260円	を
---------	--	------	--------	---

」

「

	山内団地	1,260円
	直江団地	1,260円
	荘原団地	1,470円

に改め、表簸川郡斐川町の

」

項を削る。

**訓 令****島根県訓令第12号**

本 庁

地方機関

島根県公印規程（平成元年島根県訓令第4号）の一部を次のように改正する。

平成23年 9 月 30 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

別表第2中「及び簸川郡」を削る。

**附 則**

この訓令は、平成23年10月1日から施行する。

## 島根県訓令第13号

本 庁  
地方機関

島根県土地利用調整会議等設置規程（昭和60年島根県訓令第6号）の一部を次のように改正する。

平成23年 9 月 30 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

別表第1中「簸川郡」を削る。

## 附 則

この訓令は、平成23年10月1日から施行する。

**教 育 委 員 会 規 則**

市町村立学校の教職員の給与に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成23年 9 月 30 日

島根県教育委員会委員長 北 島 建 孝

## 島根県教育委員会規則第13号

市町村立学校の教職員の給与に関する規則の一部を改正する規則

市町村立学校の教職員の給与に関する規則（昭和32年島根県教育委員会規則第11号）の一部を次のように改正する。

別表第9の5中	「大田市立久手小学校 斐川町立荘原小学校 同 西野小学校 同 中部小学校」	を	「同 荘原小学校 同 西野小学校 同 中部小学校」	に、	「大田市立第二中学校 斐川町立斐川東中学校 同 斐川西中学校」
---------	--	---	---------------------------------	----	---------------------------------------

「同 斐川東中学校  
同 斐川西中学校」に改める。  
大田市立第二中学校」

## 附 則

この規則は、平成23年10月1日から施行する。

島根県教育庁等組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成23年 9 月 30 日

島根県教育委員会委員長 北 島 建 孝

## 島根県教育委員会規則第14号

島根県教育庁等組織規則の一部を改正する規則

島根県教育庁等組織規則（昭和43年島根県教育委員会規則第8号）の一部を次のように改正する。

第12条の表出雲教育事務所の項所管区域の欄中「、簸川郡」を削る。

## 附 則

この規則は、平成23年10月1日から施行する。

**選 挙 管 理 委 員 会 規 程**

島根県選挙管理委員会規程の一部を改正する規程をここに公布する。

平成23年 9 月 30 日

島根県選挙管理委員会委員長 津 田 和 美

#### 島根県選挙管理委員会規程第7号

島根県選挙管理委員会規程の一部を改正する規程

島根県選挙管理委員会規程（昭和26年島根県選挙管理委員会規程第1号）の一部を次のように改正する。

第13条第3項の表島根県選挙管理委員会事務局東部支局の項所管区域の欄中「、簸川郡」を削り、同条第4項の表島根県選挙管理委員会事務局東部支局の部島根県選挙管理委員会事務局東部支局出雲事務所の項所管区域の欄中「、簸川郡」を削る。

第14条第3号中「町村選挙管理委員会」を「市町村選挙管理委員会」に改める。

#### 附 則

この規程は、平成23年10月1日から施行する。

## 人 事 委 員 会 規 則

島根県が公平委員会の事務を受託している地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成23年 9 月 30 日

島根県人事委員会委員長 中 村 寿 夫

#### 島根県人事委員会規則第14号

島根県が公平委員会の事務を受託している地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

島根県が公平委員会の事務を受託している地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則（昭和41年島根県人事委員会規則第23号）の一部を次のように改正する。

別表第1から別表第28までを次のように改める。

別表第1から別表第28まで 削除

#### 附 則

この規則は、平成23年10月1日から施行する。

## 公 安 委 員 会 規 則

出雲市及び簸川郡斐川町の合併による同町の同市への編入に伴う関係公安委員会規則の整理に関する規則をここに公布する。

平成23年 9 月 30 日

島根県公安委員会委員長 川 津 愛 子

#### 島根県公安委員会規則第10号

出雲市及び簸川郡斐川町の合併による同町の同市への編入に伴う関係公安委員会規則の整理に関する規則

（交番その他の派出所及び駐在所の名称、位置及び所管区の区域に関する規則の一部改正）

第1条 交番その他の派出所及び駐在所の名称、位置及び所管区の区域に関する規則（平成17年島根県公安委員会規則第4号）の一部を次のように改正する。

本則の表中

「

出雲警察署出雲 空港派出所	簸川郡斐川町大 字沖洲	
------------------	----------------	--

を

」

「

出雲警察署出雲 空港派出所	出雲市斐川町沖 洲	
------------------	--------------	--

に、

」

「

出雲警察署伊波 野駐在所	簸川郡斐川町大 字富村	簸川郡斐川町のうち大字阿宮、大字出西、大字神氷、大字求院、大字併川、大字富村、大字名島、大字鳥井、大字上直江
出雲警察署直江 駐在所	簸川郡斐川町大 字直江町	簸川郡斐川町のうち大字直江町、大字今在家、大字美南、大字福富、大字原鹿
出雲警察署出東 駐在所	簸川郡斐川町大 字黒目	簸川郡斐川町のうち大字沖洲、大字中洲、大字黒目、大字三分市、大字坂田
出雲警察署荘原 駐在所	簸川郡斐川町大 字荘原町	簸川郡斐川町のうち大字学頭、大字神庭、大字荘原町、大字三絡、大字上庄原

を

」

「

出雲警察署伊波 野駐在所	出雲市斐川町富 村	出雲市斐川町のうち阿宮、出西、神氷、求院、併川、富村、名島、鳥井、上直江
出雲警察署直江 駐在所	出雲市斐川町直 江	出雲市斐川町のうち直江、今在家、美南、福富、原鹿
出雲警察署出東 駐在所	出雲市斐川町黒 目	出雲市斐川町のうち沖洲、中洲、黒目、三分市、坂田
出雲警察署荘原 駐在所	出雲市斐川町荘 原	出雲市斐川町のうち学頭、神庭、荘原、三絡、上庄原

に改

」

める。

(島根県道路交通法施行細則の一部改正)

**第2条** 島根県道路交通法施行細則(昭和55年島根県公安委員会規則第4号)の一部を次のように改正する。

別表第2中

「

一般国道9号(バイパス)	簸川郡斐川町大字併川1421番先から出雲市芦渡町488番4先まで
--------------	----------------------------------

を

」

「

一般国道9号(バイパス)	出雲市斐川町併川1421番先から出雲市芦渡町488番4先まで
--------------	--------------------------------

に、

」

「

一般県道 出雲空港線	簸川郡斐川町大字沖洲2540番地先から簸川郡斐川町大字荘原町2422番地先まで
一般県道 出雲空港穴道線	簸川郡斐川町大字荘原町2422番地先から松江市宍道町伊志見486番5地先まで
一般県道 斐川上島線	簸川郡斐川町大字直江町5092番2地先から簸川郡斐川町大字直江町3612番1地

を

」

	先まで
--	-----

「

一般県道 出雲空港線	出雲市斐川町沖洲2540番地先から出雲市斐川町荘原2422番地先まで
一般県道 出雲空港穴道線	出雲市斐川町荘原2422番地先から松江市宍道町伊志見486番5地先まで
一般県道 斐川上島線	出雲市斐川町直江5092番2地先から出雲市斐川町直江3612番1地先まで

に改

める。

**附 則**

この規則は、平成23年10月1日から施行する。